

「石巻市防災基本条例（案）」に対するパブリック・コメント意見一覧

| 番号 | 項目 | 意見・提案の内容（要旨） | 石巻市の考え方 |
|----|---------------------------|--|--|
| 1 | 前文及び （基本理念） 第3条 | <p>「自助」・「共助」・「公助」の定義は定まっていないのかもしれませんが、「互助」を追加した方がよいのではないのでしょうか？</p> <p>（自主防災組織や避難所の運営・物資の配布などは、「自助」・「互助」に近く、市役所への応援派遣職員や遠方のボランティアによる支援が「共助」ではないかと感じております。）</p> | <p>「互助」の考え方については、御指摘のとおりですが、「自助」及び「互助」とも自己の発意によるものであるため、「自助」に包括させておりますので、現行のままとさせていただきます。</p> |
| 2 | （定義） 第2条 （2） 防災 | <p>（2）防災について、「被害の拡大を防ぎ」という文言に既に表現されている内容ではありますが、本条例に「減災」の言葉が全く無い点が気になります。</p> <p>また、「災害の復旧を図ること」も防災に含むとされたのは画期的な定義づけかと思いますが、「防災」という言葉が持つ一般的な意味との乖離<small>かいり</small>が大きくなりますので、説明を付記いただく方がよいのではないのでしょうか？</p> | <p>防災については、災害の発生を完全に防ぐことは不可能でありますので、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として考えています。</p> <p>また、防災の定義については、災害対策基本法と同様であり、災害が起きる前の対応（災害予防）、災害が起きた直後の対応（災害応急対策）、災害の復旧・復興を図るための対応（災害復旧）の3つの概念が含まれています。</p> |
| 3 | （定義） 第2条 （6） 防災関係機関 | <p>「防災関連研究機関」や「NPO等」も入れた方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>（「学識者」や「大学」でも良いのですが、現在も専門機関には様々なアドバイスを求めているのではないかと思います。）</p> | <p>防災関係機関については、「石巻市地域防災計画」において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な機関などとしています。</p> <p>なお、御意見については、今後も防災に関する「防災関係研究機関」や「NPO」等との連携体制の強化を図っていきたいと考えています。</p> |
| 4 | （基本理念） 第3条 （2） | <p>（2）全ての市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、～</p> <p>→今回の震災を経験された市民の方から、災害を経て命が何より大切であると感じたと何度も聞きました。</p> <p>従って、「生命」、「身体」、「財産」と並列にするのではなく、「生命」と「身体」を最優先させる、と記載してはどうでしょうか。</p> | <p>災害においては、「減災」の考え方を防災の基本方針としており、例え被災したとしても、市民の「財産」よりも「生命、身体」を守ることを重要視しています。</p> <p>なお、御意見については、今後、条文を整理する上で参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|---|-------------------------------|--|--|
| | | <p>例えば、「人命及び身体の安全の確保を最優先し、被害の最小化を図る。」など。</p> | |
| 5 | <p>(基本理念) 第3条 (3)</p> | <p>(3) 今後起こり得る災害への相互の支援体制を確立するために、震災において国内外の団体及び人々から受けた支援の絆を維持、発展させること、とありますが、「震災」とは東日本大震災のことでしょうか。</p> <p>(1)・(2)では東日本大震災のことには触れず一般的な書き方であるのに対し、この項目のみ、突然、東日本大震災の教訓が強調されているようで少し違和感を覚えます。</p> <p>また、前半の「相互」という言葉についても、今の文章では支援を受けた団体・人々との相互支援体制に限られるような印象を受けるため、この条文の意図するところが他の市町村の人との災害時の助け合いであるならば、文書全体を見直す方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>そもそも、本条文が基本理念3点の1つに組み込まれた意図が、文書からは分かりづらく感じます。</p> <p>基本理念には、他地域との支援連携等より、より大きく基本的な事項、例えば、人権を尊重すること、災害要援護者の特性や男女双方の視点を踏まえるなど、理念的なことを掲げる方が良いのではないかと思います。</p> | <p>御指摘については、条文を整理する上で参考とさせていただきます。</p> |
| 6 | <p>(市民の基本的債務) 第5条</p> | <p>基本理念である「自らの生命、身体の安全は自ら守る」という基本姿勢を強調するため、「自主的に」、「自発的に」等の文言を入れてはどうでしょうか。</p> <p>例えば、「自らの安全を確保するため、防災対策を積極的かつ自発的に行うよう努める。」など。</p> | <p>御指摘については、条文を整理する上で参考とさせていただきます。</p> |
| 7 | <p>(市民の相互の安全対策)</p> | <p>「自主防災組織を結成するよう努めなければならない」とありますが、</p> | <p>御指摘については、条文を整理する上で参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|----|-----------------------|---|---|
| | 第6条 | <p>東日本大震災では、自主防災組織以外の組織や団体、個人が大きな役割を果たしたと理解しています。</p> <p>従って、「自主防災組織」の結成に特化せずに、市民の共助体制を強固にするため、地域のコミュニティづくり（顔の見える関係づくり）、地域ごとの防災ネットワーク構築（町内会、学校、施設などを中心とした連携体制）などを掲げてはどうでしょうか。</p> | |
| 8 | （自主防災組織の基本的債務） 第7条 | <p>自主防災組織が無い地区もあると思いますが、今後は全地域で組織を結成するのでしょうか？</p> | <p>市では、「共助」の体制を強化するため、地域住民が組織し、参加する自主防災組織の結成や育成を支援します。</p> |
| 9 | （事業者の基本的債務） 第9条 | <p>「安全を確保するための防災対策」に努めさせるのはよいと感じるのですが、「防災対策」だけだと（上述定義のように「防災」の語が「減災」や「災害の復旧」の概念も含む場合は特に）あいまいなので、「災害時の対応基準の共有」、「避難路の周知」などの具体的な文言を入れた方がよいのではないのでしょうか？</p> | <p>防災の定義については、上記2のとおりです。</p> |
| 10 | （事業者の基本的債務） 第9条 | <p>「防災対策を実施するよう努める」という表現では、曖昧で弱いと感じます。</p> <p>「事業所を単位とする防災計画を作成の上で防災研修や訓練を実施し、従業員や来所者及び地域住民の安全確保に努める」程度でも良いのではないのでしょうか。</p> <p>「防災計画」の作成はハードルが高いようであれば、「災害に備え、災害時に事業主及び従業員が取るべき行動を明確にし、その内容を習得させるよう努める」等でも良いかと思いません。</p> <p>また、従業員の一斉帰宅や避難時の混乱を軽減するため、避難・待機場所や家族との連絡手段の確認について周知するなどを追記してはどうでし</p> | <p>事業者における防災対策や防災教育等の取り組みに関する表記の御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | | |
|-----|-------------------------|---|--|
| | | <p>ようか。</p> <p>さらに、教育関係の事業者（学校や保育所等）は、子どもが災害発生時に適切に判断し行動できるように、また、将来の防災対策の担い手となるように、発達段階に応じた防災教育の実施に努める、等記載してはどうでしょうか。</p> | |
| 1 1 | （ボランティア活動への支援等） 第16条 | <p>東日本大震災後、多くのNPOが主体的に緊急支援や復興に貢献した現状を踏まえ、「NPO（ボランティア団体）等」を入れた方が良いのではないのでしょうか？</p> <p>（「平常時から」組織づくりを推進することは難しいです。</p> <p>一方で、災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）や、NPOとの関係づくりなら、平時でも可能かと思われます。）</p> | <p>市では、災害時において、ボランティア等による支援活動が円滑に活動できるよう、平常時から行政機関、石巻市社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等とのネットワークを構築し、連携を図っていきたいと考えています。</p> |
| 1 2 | （ボランティア活動への支援等） 第16条 | <p>ボランティアによる支援活動、組織作りに関連し、ボランティア団体による災害救援活動が効果的かつ効率的に行われるように、市との連携調整はもとより、事前登録制度を整備するなどし、災害時に各団体の活動分野、専門性などを最大限に活かして速やかに活動を開始・展開できる体制づくりができればと思います。</p> | <p>市では、災害時において、ボランティア等による支援活動が円滑に活動できるよう、平常時から行政機関、石巻市社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体等とのネットワークを構築し、連携を図っていきたいと考えています。</p> <p>なお、御意見については、今後、防災対策を取り組む上で参考とさせていただきます。</p> |
| 1 3 | （市がとるべき災害時の措置） 第21条 | <p>東日本大震災の教訓から、情報伝達の重要性が高く、新たに構築された災害に強い情報連携システムにも繋がると思いますので、情報伝達に関しては21条第1項での「情報収集及び提供～」という記載に留めず、市の基本的債務の一項目に「災害情報等の収集伝達体制の整備」等を追加してはどうでしょうか。</p> | <p>災害時の情報の収集及び提供については、市がとるべき様々な措置のうち、特に重要視し、「応急対策体制の確立」、「避難所の開設」、「応急医療体制の整備」と共に記載しているところであります。</p> <p>なお、御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> |